

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 2 月 2 5 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 山本 潤

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 物 品 及 び 数 量 (単 価 契 約) 濃 縮 淡 水 ク ロ レ ラ 一 式
- (2) 調 達 物 品 の 仕 様 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (3) 納 入 期 間 自) 令 和 8 年 4 月 1 日
至) 令 和 9 年 3 月 3 1 日
- (4) 調 達 機 関 及 び 納 入 場 所 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (5) 入 札 方 法 入 札 金 額 は 、 そ れ ぞ れ の 単 価 に 各 庁 舎 予 定 数 量 を 乗 じ て 算 出 した 額 を 合 算 し た 金 額 を 記 載 し た 金 額 に 当 該 金 額 の 1 0 0 分 の 1 0 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は 、 そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て た 金 額) を も つ て 落 札 価 と す る の で 、 入 札 者 は 、 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず 、 見 積 り 書 に 記 載 し た 契 約 希 望 金 額 の 1 1 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 し ず る こ と 。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 契 約 事 務 取 扱 規 程 (平 成 1 3 年 4 月 1 日 付 け 1 3 水 研 第 6 5 号) 第 1 2 条 第 1 項 及 び 第 1 3 条 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。
- (2) 令 和 7 ・ 8 ・ 9 年 度 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 競 争 参 加 資 格 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 「 物 品 の 販 売 契 約 」 の 業 種 「 そ の 他 」 で 「 A 」 、 「 B 」 、 「 C 」 又 は 「 D 」 い ず れ か の 等 級 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る こ と 。
- (3) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 理 事 長 か ら 物 品 の 製 造 契 約 、 物 品 の 販 売 契 約 及 び 役 務 等 契 約 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。
- た だ し 、 全 省 庁 統 一 資 格 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る 場 合 は 、 国 の 機 関 の 同 様 の 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。
- (4) 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 7 7 号) 第 3 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 者 で な い こ と 。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競 争 参 加 希 望 者 は 、 以 下 に よ り 入 札 説 明 書 等 (入 札 説 明 書 、 入 札 心 得 書 、 契 約 書 案 、 入 札 書 様 式 、 委 任 状 様 式 等) の 交 付 を 受 け る こ と 。
- ① 直 接 交 付
長 崎 県 長 崎 市 多 以 良 町 1 5 5 1 - 8
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
水 産 技 術 研 究 所 長 崎 庁 舎 管 理 部 門 管 理 課
電 話 0 9 5 - 8 6 0 - 1 6 0 5
F A X 0 9 5 - 8 6 0 - 7 7 6 7
- ② 郵 送 に よ る 交 付
封 書 に 「 (単 価 契 約) 濃 縮 淡 水 ク ロ レ ラ 入 札 説 明 書 希 望 」 と 記 入 し 、 レ タ ー パ ッ ク 又 は 返 信 用 封 筒 (角 2) に 2 7 0 円 切 手 を 貼 り 付 け し た も の を 、 上 記 ① 宛 郵 送 の こ と 。
- ③ メ ー ル に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 (単 価 契 約) 濃 縮 淡 水 ク ロ レ ラ 入 札 説 明 書 メ ー ル に て 希 望 」 と 記 入 し 、 社 名 、 担 当 者 名 、 メ ー ル ア ド レ ス 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記 ① 宛 F A X 送 信 す る こ と 。

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、必要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

1. 品名 (単価契約) 濃縮淡水クロレラ
2. 規格 10L / 1箱
1L / 1箱
3. 仕様 濃縮淡水クロレラ
ワムシ培養を目的としていることから、以下の仕様を満たす製品であること。
 - (1) 製品は、3～6ミクロン細胞の淡水クロレラを100億細胞/mL以上、乾物重量で145g/L以上に濃縮した溶液とする。
 - (2) 製品には、ワムシの必須ビタミンであるB12が300 μ g/l以上含有されていること。
 - (3) 製品は冷蔵輸送すること。
 - (4) 5℃で2週間以上の保存が可能であること。
 - (5) 契約締結者は、当所職員が連絡した指定数量を納入希望日に指定場所へ納入すること。また、製品は、連絡を受けた日より3日以内に製造された製品を発送し、5日以内に納入すること。さらに台風等の天候悪化による船舶運航が危ぶまれる場合は、3日以内に納入すること。
4. 予定数量 別紙のとおり
※数量は購入数量を保証するものではなく、増減があり得る。
5. 納入期間 自) 令和8年4月 1日
至) 令和9年3月31日
6. 発注及び納入場所 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所
 - ① 長崎庁舎：〒851-2213 長崎県長崎市多以良町1551-8
 - ② 宮古庁舎：〒027-0097 岩手県宮古市崎山4-9-1
 - ③ 五島庁舎：〒853-0508 長崎県五島市玉之浦町布浦122-7
 - ④ 奄美庁舎：〒894-2414 鹿児島県大島郡瀬戸内町俵崎山原955-5
 - ⑤ 八重山庁舎：〒907-0451 沖縄県石垣市桴海大田148
 - ⑥ 宮津庁舎：〒626-0052 京都府宮津市小田宿野1721番地
 - ⑦ 百島庁舎：〒722-0061 広島県尾道市百島町1760
 - ⑧ 南勢庁舎：〒516-0193 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1
 - ⑨ 玉城庁舎：〒519-0423 三重県度会郡玉城町昼田224-1
 - ⑩ 上浦庁舎：〒879-2602 大分県佐伯市上浦大字津井浦
7. 特記事項
 - (1) 発注は、各庁舎調達担当者より行う。
 - (2) 契約締結者の希望時期、数量での発注は行わない。
 - (3) 納入にかかる費用は、契約締結者が負担すること。
 - (4) 製品に不具合があった場合には、迅速に対応すること。
ワムシの培養不調などの原因として製品が疑われた場合、速やかに検証が可能となるよう製造元もしくは契約締結者が、同一製造ロットの保存及び検証に必要な培養試験設備・材料・人員などを確保して検証する能力を有していること。そして製品に不具合があった場合に速やかに異なった製造ロットの製品を提供することができること。
 - (5) 契約締結者は納入を完了し、検査職員の検査に合格した後、1ヶ月分をとりまとめ、その翌月に以下の請求先に請求を行うこと。

請求書送付先 (水産技術研究所内以下の庁舎宛)	請求内容
長崎庁舎 851-2213 長崎県長崎市多以良町1551-8	①長崎庁舎 発注分 ②宮古庁舎 発注分 ③五島庁舎 発注分 ④奄美庁舎 発注分 ⑤八重山庁舎 発注分
廿日市庁舎 〒739-0452 広島県廿日市市丸石2-17-5	⑥宮津庁舎 発注分 ⑦百島庁舎 発注分
南勢庁舎 〒516-0193 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1	⑧南勢庁舎 発注分 ⑨玉城庁舎 発注分 ⑩上浦庁舎 発注分

8. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

購入仕様書 別紙

庁舎名		予定数量	
		10L/箱	1L/箱
①	長崎庁舎	46	—
②	宮古庁舎	30	
③	五島庁舎	70	—
④	奄美庁舎	150	—
⑤	八重山庁舎	16	—
⑥	宮津庁舎	—	12
⑦	百島庁舎	12	—
⑧	南勢庁舎	18	—
⑨	玉城庁舎	7	7
⑩	上浦庁舎	18	5
合計		367	24

※数量は購入数量を保証するものではなく、増減があり得る。